

# 議会運営委員会

日 時 平成 2 6 年 4 月 7 日 ( 月 ) 午後 1 時 3 0 分 ~  
場 所 第 3 委員会室

---

## 1 定数・報酬について

( 1 ) 論点に基づく検討 ( 別紙 )

## 2 広報広聴会議報告

( 1 ) 議会報告&わがまちトークについて

( 2 ) ソーシャルメディア運用ガイドライン ( 案 ) について

## 3 その他

1 定数

H26.2.27で整理した論点		H26.4.7議論を深める論点
1	監視機能を果たすために必要な定数は。	①監視機能面で不足していることはないか。 ②監視機能面で今後取り組むべきことの定数への影響は。 ③監視機能を果たすために、必要な定数は何人か。
2	立法機能を果たすために必要な定数は。	①立法機能面で不足していることはないか。 ②立法機能面で今後取り組むべきことの定数への影響は。 ③立法機能を果たすために、必要な定数は何人か。
3	市民意見を十分聴取するために必要な定数は。	①市民意見聴取は十分か。 ②市民意見聴取のため今後取り組むべきことの定数への影響は。 ③市民意見を十分聴取するために、必要な定数は何人か。
4	基本条例に沿った取り組みをするために必要な定数は。	①基本条例に沿った取り組みは出来ているのか。 ②今後取り組むべきことの定数への影響は。 ③取り組むために必要な定数は何人か。

議会の姿

5	人口・市域	人口規模からみて必要な定数は。	①亀岡市の人口規模から見て必要な定数は何人か。 ②亀岡市の市域から見て必要な定数は何人か。 ③他市と比較したうえで妥当な定数は何人か。
6		市域からみて必要な定数は。	
7		他市比較	
8	委員会構成	常任委員会数と構成人数から必要な定数は。	①必要な委員会数は。 ②必要な委員数は。

## 2 報酬

H26.2.27で整理した論点			H26.4.7議論を深める論点
1	人材確保 生活保障	生活(30~40代)を保障できる報酬額は。	①なぜ生活保障なのか。 ②なぜ30~40代なのか。 ③何を基準に報酬額を算出するのか。
2		議会のあるべき姿に必要な人材を確保できる報酬額は。	①あるべき姿とは何か。 ②どのように報酬額を導いていくのか。
3		職員と比較して妥当な報酬額は。	①対象職員は。
4	議会活動	議員活動に見合う報酬額は。	①どのように報酬額を導いていくのか。

### 1 監視機能が果たせる定数

議会は市民の代表機関であることから市民に代わって、常に民主的、効率的で、公正な行政が行われるよう、執行機関の行政執行を事前又は事後に監視し、執行機関をけん制する役割がある。

基本条例の位置付け

第2条（議会の役割）第2項

議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。

第10条（政策執行に対する議会の評価）

議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。

権限

予算の修正権（自治法 97 ） 検査権（自治法 98） 監査請求権（自治法 98） 調査権（自治法 100）

実績

- ・ 予算修正（H25.9 補正、H24.3 当初、H22.3 当初）
- ・ 文書質問制度導入（H24.10～）
- ・ 議決事件の拡大（総合計画 H23.9～、基本計画 H22.9～）
- ・ 決算事務事業評価

### 2 立法機能が果たせる定数

議会は単に執行機関の受動的な批判機関にとどまらず、積極的、能動的に政策を立案し、執行機関に実行させる役割がある。

基本条例の位置付け

第2条（議会の役割）第2項

議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。

#### 権限

議員・委員会の発案権（自治法 112 ）、予算増額修正権（自治法 97 ）、調査権（自治法 100）常任委員会制度（自治法 109）の採用、臨時会招集権（自治法 101）、議会の会期、開閉の決定権（自治法 102 ）、

#### 実績

- ・暴力団排除条例制定（H24.6）
- ・政策研究会を協議の場（自治法 100）に位置付け（H25.3 会議規則改正）
- ・附帯決議（H26.3、H24.3 など）

### 3 市民意見が十分聴取できる定数

#### 基本条例の位置付け

##### ○第 4 条（議員の活動原則）

議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

##### ○第 7 条（議会報告会）

議会は、市民参加及び市民との連携を高める方策として、市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、議会審議の経過等を説明するとともに、市政全般にわたり、市民と自由に情報及び意見を交換するものとする。

#### 実績

- ・議会報告＆わがまちトーク実施（H22.11～）

# 亀岡市議会基本条例

平成 22 年 10 月 14 日

条例第 18 号

憲法は、地方自治のあり方を定め、地方自治法によって地方公共団体の役割が定められている。地方自治は、地域のことを市民自らが考え、決定し、実行することにその精神がある。

市民の直接選挙により選ばれた議員で構成する市の最高意思決定機関である議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との緊張ある関係を保ちながら、立場及び権能の違いを踏まえて、二元代表制のもと、市政に対する市民の負託に応える責務を有している。

議会の役割は、地方公共団体の事務執行に対する監視機能及び立法機能にあり、地方自治の本旨を実現するため、その機能を十分発揮しなければならない。

今後さらに地方分権の加速、拡大が予想される中、地方議会もその果たすべき役割、重要性が増すことは明らかである。亀岡市議会では、議会としての役割を最大限に果たすため、自ら改革し活性化に努めてきた。

亀岡市議会は、市民の意思を代弁する合議制機関として、自ら公平性と透明性を保持するとともに、豊かな水と緑、先人が作り上げてきた悠久の歴史・伝統・文化を次代に引き継ぎ、市民参加と協働のもと、光り輝く未来につながるまちづくりを推進し、市民福祉の向上に全力を尽くすことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(議会の役割)

第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定機関であり、議決の責任を負う。

2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (4) 市政への市民参加を推進すること。
- (5) 市民及び議員が交流及び意見を交換し、並びに市長等及び議員が対論する場となるよう努めること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、会議を原則公開とする。

2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。

3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、これら提言者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(議会報告会)

第7条 議会は、市民参加及び市民との連携を高める方策として、市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、議会審議の経過等を説明するとともに、市政全般にわたり、市民と自由に情報及び意見を交換するものとする。

### 第4章 議会と市長等の関係

(議員と市長等の関係)

第8条 議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。

(1) 議員は、本会議における一般質問を、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするため、一括又は一問一答の方法により行うことができる。

(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。

(平 23 条例 12・一部改正)

(議会審議における論点の明確化)

第 9 条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 提案の理由及び経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 政策等の実施に係る財源措置
- (6) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。

(政策執行に対する議会の評価)

第 10 条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。

(閉会中の文書による質問)

第 10 条の 2 議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の許可を得て文書により質問することができる。

(平 24 条例 29・追加)

## 第 5 章 議会の機能の強化

(地方自治法第 96 条第 2 項の議決事項)

第 11 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。

(調査機関の設置)

第 12 条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。
- 3 第 1 項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 第 6 章 議会の運営

(定例会の回数及び会期)

第 13 条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。

- 2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。

(議員間の自由討議)

第 14 条 議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。

- 2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互の自由な討議により議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。
- 3 議員は、議員相互の自由な討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。

(委員会の活動)

第 15 条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査を行わなければならない。

- 2 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明する場を設けることができる。

(議会広報の充実)

第 16 条 議会は、議案審議の結果等を、多様な媒体を用いて市民へ提供しなければならない。

- 2 議会は、会議の傍聴者への資料の提供等を行い、市民の傍聴意欲を高める運営に努めるものとする。

(議員研修の充実)

第 17 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(議会事務局)

第 18 条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

## 第 7 章 議員の政治倫理及び待遇等

(議員の政治倫理)

第 19 条 議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。

2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。

(議員定数)

第 20 条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。

2 議員定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第 21 条 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。

2 議員報酬は、別に条例で定める。

(政務活動費)

第 22 条 政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。

2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 25 年亀岡市条例第 2 号)に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。

3 議会は、政務活動費の用途について公開しなければならない。

(平 25 条例 26・一部改正)

## 第 8 章 最高規範性に見直し手続

(最高規範性)

第 23 条 この条例は、議会における最高規範である。

(見直し手続)

第 24 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、及び必要があると認めるときは、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講じるものとする。

3 この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由を説明しなければならない。

## 1 議員報酬の推移(月額)

単位:円

議決年月日	適用年月日	報酬額		
		議長	副議長	議員
S30. 3. 7	S30. 2. 1	7,000	6,000	5,000
S31. 9. 29	S31. 9. 1	12,000	11,000	10,000
S34. 3. 30	S34. 4. 1	15,000	12,000	10,000
S35. 7. 23	S35. 7. 1	17,000	14,000	12,000
S35. 12. 13	S35. 10. 1	22,000	18,000	15,000
S37. 12. 24	S37. 10. 1	27,000	23,000	20,000
S38. 12. 24	S38. 10. 1	32,000	28,000	25,000
S39. 12. 21	S39. 9. 1	35,000	31,000	28,000
S41. 3. 30	S41. 4. 1	37,000	33,000	30,000
S43. 9. 28	S43. 7. 1	52,000	45,000	42,000
S45. 10. 6	S45. 7. 1	60,000	53,000	50,000
S47. 3. 30	S47. 6. 1	75,000	70,000	65,000
S48. 3. 30	S48. 6. 1	95,000	85,000	75,000
S48. 12. 21	S48. 12. 1	120,000	100,000	90,000
S49. 12. 20	S49. 12. 1	150,000	130,000	120,000
S51. 12. 23	S51. 12. 1	200,000	170,000	150,000
S52. 12. 23	S52. 12. 1	215,000	182,000	162,000
S53. 12. 20	S53. 12. 1	235,000	195,000	175,000
S54. 12. 20	S54. 12. 1	260,000	220,000	200,000
S55. 12. 22	S56. 1. 1	300,000	250,000	220,000
S59. 3. 29	S59. 4. 1	350,000	285,000	250,000
S61. 3. 28	S61. 4. 1	400,000	340,000	300,000
H元. 12. 21	H元. 12. 22	450,000	390,000	350,000
H 4. 3. 27	H 4. 4. 1	520,000	450,000	400,000
H 8. 12. 20	H 8. 12. 1	580,000	505,000	450,000
H18. 6. 22	H18. 7. 1	560,000	490,000	440,000

## 2 議員定数の推移

単位:人

選挙年月	定数
S30. 2~	38人
S34. 2~	30人
H15. 2~	28人
H19. 2~	26人

# 都市研が役員会で叩き台

## 都市における災害対策と議会の役割

都市行政問題研究会は7月17日、福山市内で役員会を開き、同研究会がまとめている報告書について協議した。



都市研会長 小林茂裕 (福山市)



小林会長とともに羽田皓・福山市長(左)も歓迎のあいさつ

役員会の舞台となった福山市は同研究会会長のお膝元。当日は開催地議長でもある小林茂裕・同研究会会長のあいさつに続き、羽田皓・福山市長による歓迎のあいさつで役員会の出席者を出迎えた。

協議に入ると、同研究会では現地調査の結果を踏まえつつ報告書の叩き台を用い、取りまとめに向け議論を展開した。同研究会が取り組む報告書のテーマは「都市における災害対策と議会の役割」。当日に示された叩き台では、第

# 本会まとめ定数調査の結果 市区議員実数は233人の減

本会は、このほど平成24年12月31日現在の市議会議員に関する「定数調査」「報酬調査」の結果をまとめた。両調査結果については7月25日付で本会HPに掲載したほか、

1章に「災害対策における議会の役割の現状」、第2章に「今後の災害対策における議会の役割」が掲げられた。第1章編纂にあたっては、同研

調査結果の冊子を8月2日付で全市区の議会事務局へ発送した。今号では定数調査の概要を掲載し、報酬調査の概要は次号へ掲載する。

在の全市区811団体を対象とした。回収率は100%。調査結果によれば、全国811団体に属している議員の実数は2万1233人であり、1団体あたりの平均は24.8人となった。前回調査と比べると、議員実数は233人、1団体あたりの平均数は0.4人の減となった。811団体のうち、合併特例法を適用していない804団体については、議員定数の合計が2万170人であり、1団体あたりの平均数は25.1人となった。

### 議会人事

- ▽議長 大石與志登(5・16)
- ▽掛川 島田久雄(6・19)
- ▽石岡 野中一二(6・20)
- ▽甲府 高岡優子(6・20)
- ▽河内長野 川口誠二(6・20)
- ▽八女 村上啓二(6・21)
- ▽黒石 渡邊澄夫(6・21)
- ▽古河 小出譲治(6・21)
- ▽市原 高村泰徳(6・21)
- ▽尾鷲 本橋亮一(6・24)
- ▽館山 本田順也(6・24)
- ▽島原 土屋俊博(6・25)
- ▽三島 宇留間又衛門(6・26)
- ▽千葉

- ▽野田 竹内美穂(6・26)
- ▽徳島 須見矩明(6・26)
- ▽富士吉田 宮下正男(6・27)
- ▽小山 大山典男(6・27)
- ▽行田 香川宏行(6・27)
- ▽熱海 高橋幸雄(6・27)
- ▽副議長 堀内武治(5・16)
- ▽掛川 松原壯典(6・18)
- ▽さぬき 徳増千尋(6・19)
- ▽石岡 廣瀬集一(6・20)
- ▽甲府 廣瀬集一(6・20)
- ▽河内長野 峯満寿人(6・20)
- ▽八女 三角真弓(6・20)
- ▽古河 鈴木隆(6・21)
- ▽市原 大曾根友三(6・21)

- ▽尾鷲 田中 勲(6・21)
- ▽呉 北川一清(6・21)
- ▽金沢 清水邦彦(6・24)
- ▽館山 鈴木正一(6・24)
- ▽周南 尾崎隆則(6・24)
- ▽島原 永田光臣(6・24)
- ▽白岡 江原浩之(6・25)
- ▽三島 川原章寛(6・25)
- ▽千葉 福谷章子(6・26)
- ▽野田 小倉良夫(6・26)
- ▽徳島 武知浩之(6・26)
- ▽富士吉田 佐藤秀明(6・27)
- ▽小山 生井貞夫(6・27)
- ▽行田 松本安夫(6・27)
- ▽熱海 佐藤元昭(6・27)
- ▽松山 清水宣郎(6・27)

### 大雨で災害救助法を適用

7月28日の大雨による被害により、山口県と島根県で多数の者の生命や身体に危害を受けるおそれが生じたことから、両県は災害救助法の適用を決定した。法適用日は7月28日。適用団体のうち、市で適用を受けた団体は、山口県の萩市と山口市。

### 貝塚順一氏(行方市議会議員)

7月28日逝去、61歳。葬儀は8月4日、行方市内で執り行われた。喪主は長男、芳明さん。

### 人口段階別にみた市議会議員定数の状況

全国「811市」のうち、平成24年12月31日現在、市議会議員定数において合併特例法を適用していない「804市」の人口段階別の市議会議員定数の状況は、以下のとおりである。

人口段階	市数(市)	議員定数(人)	1市あたり平均(人)
5万未満	252	4,726	18.8
5~10万未満	269	6,027	22.4
10~20万未満	155	4,204	27.1
20~30万未満	48	1,550	32.3
30~40万未満	26	978	37.6
40~50万未満	21	863	41.1
50万以上	14	654	46.7
指定都市	19	1,168	61.5

※人口段階別に見た市議会議員定数の状況(調査対象：「804市」)  
—平成24年12月31日：市議会議員定数調査—

# 市議の報酬月額 は3年連続減

## 本会まとめ議員報酬に関する調査結果

前号に掲載予定だった「市議会議員報酬に関する調査結果」を今号に掲載する。「報酬調査」の掲載を前号から見送った理由は、調査結果に誤りがあったため。既に本紙第1877号に掲載した「定数調査」にも訂正があるため、「報酬調査」の結果概要とともに、定数調査の正誤表も今号に掲載する。両調査とも平成24年12月31日時点の全国811市区を対象とし回収率は100%。なお、本会HPに「定数調査」の正誤表、「報酬調査」の訂正版を掲載済み。

表② 全国「811市区」の市議会議員の平均報酬月額

区分	市数(市)	議長報酬(万円/月)	副議長報酬(万円/月)	議員報酬(万円/月)
全国平均 平成24年12月31日現在	811	51.2	45.2	41.7
全国平均 平成23年12月31日現在	809	51.3	45.3	41.8

注) 各平均報酬月額の数値は、百円単位を四捨五入している

### 市議会議員報酬の平均

全国811市区の市議会議員の平均報酬月額の状況は表②のとおり。「議長」「副議長」「議員」と3区分に分けて平均報酬額を算出している。平均報酬額はそれぞれ▽議長Ⅱ51・2万円▽副議長Ⅱ45・2万円▽議員Ⅱ41・7万円という結果となった。

区分ごとの平均報酬を前年の調査結果(23年12月31日現在)と比較すると、「議長」「副議長」「議員」の3区分とも、0・1万円の減額となった。

### 市議会議員の報酬の状況

人口段階別にみた市議会議員の平均報酬額は表③のとおり。「議長」「副議長」「議員」の各区分とも「50万以上」の段階が最高額となっており。表③をみると、平均報酬額は市の人口規模が大きくなるにつれ、増額する傾向が読み取れる。

平均報酬月額を前年度と比較すると「50万人未満」「100万人未満」「400万人未満」「500万人未満」の段階で「議長」「副議長」「議員」の各区分とも減額。一方「500万人未満」の段階では「議長」「副議長」「議員」の3区分全てで平均報酬が増額。「200万人以上」の段階では議長報酬が、「300万人以上」の

表③ 人口段階別にみた市議会議員の平均報酬月額(調査対象:「811市区」)

区分	平均報酬月額(万円) (平成24年12月31日現在)				平均報酬月額(万円) (平成23年12月31日現在)				平均報酬月額(万円) 対前年比較			
	市数	議長	副議長	議員	市数	議長	副議長	議員	議長	副議長	議員	
5万未満	251	40.79	35.23	32.67	254	40.74	35.17	32.64	金額 伸び率(%)	▲0.05	▲0.06	▲0.03
5~10万未満	270	46.74	41.09	38.32	265	46.98	41.32	38.52	金額 伸び率(%)	▲0.24	▲0.23	▲0.20
10~20万未満	157	55.11	49.21	45.67	162	55.93	49.87	46.08	金額 伸び率(%)	▲0.82	▲0.66	▲0.41
20~30万未満	49	68.00	60.68	54.57	45	67.83	60.82	55.06	金額 伸び率(%)	▲0.17	▲0.14	▲0.49
30~40万未満	28	70.93	64.30	58.90	28	70.24	63.83	58.93	金額 伸び率(%)	▲0.69	▲0.47	▲0.03
40~50万未満	21	75.50	68.00	61.94	21	76.39	68.92	62.75	金額 伸び率(%)	▲0.89	▲0.92	▲0.81
50万以上	35	88.60	79.38	70.64	34	89.14	79.77	70.88	金額 伸び率(%)	▲0.54	▲0.39	▲0.24
全国平均	811	51.19	45.18	41.70	809	51.31	45.30	41.81	金額 伸び率(%)	▲0.12	▲0.12	▲0.11

注) 1. 各平均報酬月額の数値は、十円単位を四捨五入している  
2. 伸び率(%)は、小数点第3位を四捨五入している

表①【正誤表】市議会議員定数に関する調査結果(平成24年12月31日現在)

頁	訂正箇所	正	誤	更新日
3	(2)表3 人口段階5万未満の市数(市)	251	252	8月19日
3	(2)表3 人口段階5万未満の議員定数(人)	4,702	4,726	◇
3	(2)表3 人口段階5万未満の1市あたり平均(人)	18.7	18.8	◇
3	(2)表3 人口段階5~10万未満の市数(市)	270	269	◇
3	(2)表3 人口段階5~10万未満の議員定数(人)	6,051	6,027	◇
4	表4 北海道小市の同条例等の適用年月	2007年4月	2002年6月	◇
20	表4 和歌山県紀の川市の人口	66,774	6,700	◇
29	表5 和歌山県紀の川市の人口	66,774	6,700	◇
22	表4 山口県岩国市の同条例等の適用年月	2010年10月	2010年3月	8月20日

### 報酬月額の高低

人口段階別にみた市議会議員の報酬月額では「議長」「副議長」「議員」の3区分ごとの各市の最高額、最低額を調査した。「議長」区分での最高額は「50万以上」の段階で117・9万円。次いで「200~30万未満」の段階で94・0

万円、「50万未満」の段階で93・1万円と続く。最低額は「5万未満」の段階で23・0万円となった。

「副議長」区分では、「50万以上」の段階で106・1万円と最高額。次いで「5万未満」の段階で81・5万円、「200~30万未満」の段階で80・2万円。最低額は「5万未

満」の段階で20・0万円となった。

「議員」区分の最高額は、「50万以上」の段階で95・3万円、次いで「400~500万未満」の段階で68・7万円、「200~30万未満」の段階で67・0万円となった。最低額は「5万未満」の段階で18・0万円という結果となった。

段階では議長・副議長報酬が前年度と比べ増額している。

### 委員会委員長職等への報酬加算

報酬加算に関しては▽常任委員会▽議会運営委員会▽特別委員会における委員長、副委員長への加算状況を調査した。委員長への加算市数は▽常任委Ⅱ214団体▽議運Ⅱ209団体▽特別委Ⅱ57団体。委員長への平均加算額は▽常任委Ⅱ1・5万円▽議運Ⅱ1・5万円▽特別委Ⅱ2・7万という結果となった。

(比較資料)

	H10.1~	H15.1~	H15.4~	H18.1~	H23.4~
議員定数	26人	26人	26人	32人	26人
議員報酬	430,000円/月	410,000円/月	410,000円/月	410,000円/月	410,000円/月
政務活動費	120,000円/年	120,000円/年	180,000円/年	180,000円/年	180,000円/年

☆議員定数・議員報酬・政務活動費の状況

①京都市内の各市(平成24年12月末現在)

市名	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	定数(人)	議員1人あたり		報酬月額(円・人)	市民1人1月あたり負担額(円)	報酬あたりの活動面積(m <sup>2</sup> )	政務活動費(円/年・人)	備考
				人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )					
福知山市	81,561	552.57	26	3,137	21.25	410,000	5.03	1.35	180,000	H18.1合併
舞鶴市	88,926	342.35	28	3,176	12.23	440,000	4.95	0.78	260,000	
綾部市	36,278	347.11	18	2,015	19.28	365,000	10.06	0.95	200,000	
宇治市	192,740	67.55	28	6,884	2.41	535,000	2.78	0.13	600,000	
宮津市	20,205	169.32	16	1,263	10.58	315,000	15.59	0.54	120,000	
亀岡市	92,725	224.90	26	3,566	8.65	440,000	4.75	0.51	180,000	
城陽市	78,625	32.74	20	3,931	1.64	445,000	5.66	0.07	150,000	
長岡京市	79,595	19.18	26	3,061	0.74	450,000	5.65	0.04	150,000	
向日市	54,336	7.67	20	2,717	0.38	400,000	7.36	0.02	129,600	
八幡市	73,738	24.37	22	3,352	1.11	470,000	6.37	0.05	240,000	
京田辺市	65,462	42.94	21	3,117	2.04	375,000	5.73	0.11	180,000	
京丹後市	60,053	501.84	22	2,730	22.81	361,000	6.01	1.39	-	H16.4合併
南丹市	34,095	616.31	22	1,550	28.01	342,000	10.03	1.80	120,000	H18.1合併
木津川市	72,027	85.12	24	3,001	3.55	350,000	4.86	0.24	84,000~120,000	H19.3合併
平均	73,598	216.71	22.8	3,228	9.50	407,000	5.53	0.53		

②類似18市の状況(平成24年12月末現在) ※「類似18市」とは、全国の市の中で、本市と人口、面積、産業構造ともに似ている市を抽出したもの

市名	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	定数(人)	議員1人あたり		報酬月額(円・人)	市民1人1月あたり負担額(円)	報酬あたりの活動面積(m <sup>2</sup> )	政務活動費(円/年・人)	備考
				人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )					
福知山市	81,561	552.57	26	3,137	21.25	410,000	5.03	1.35	180,000	H18.1合併
米沢市	86,698	548.74	24	3,612	22.86	445,000	5.13	1.23	276,000	
豊岡市	87,474	697.66	26	3,364	26.83	360,000	4.12	1.94	120,000	H17.4合併
宇和島市	84,343	469.58	28	3,012	16.77	354,000	4.20	1.33	120,000	H17.8合併
天草市	89,998	683.31	30	3,000	22.78	348,000	3.87	1.96	360,000	
平均(18市)	74,019	546.73	26.3	2,814	20.79	357,826	4.83	1.53	162,556	

③全国の平均値(平成24年12月末現在)

	市の数	定数	報酬月額
福知山市		26人	410,000円
全国	811市	24.8人	417,000円
人口5~10万人未満	270市	22.4人	383,200円

※各市データ全国市議会議長会調査より



《議員定数の経過》

福知山市における議員定数は、平成18年1月から平成23年4月までの間は、平成18年1月の1市3町の合併に伴う協定により、合併直後の激変緩和措置として、旧町から2人づつ議員を選出することが決められ、旧市26人+旧3町×2人=32人となっていました。また、その特例期間中に、平成23年4月の改選以降は新市全域で26人とすることが決められ現在に至っています。

なお、議員定数の決定にあたっては、以前は地方自治法により、市の人口によって議員定数の上限が定められていました。

(例:5万人~10万人の市の場合、30人以内)  
しかし、現在は、その上限が撤廃され、市の条例で独自に決定することができます。

☆福知山市議会議員の報酬月額の現状(平成25年9月現在)

	支給額	所得税	住民税	差引支給額	その他の控除額※3	一般的な手取り額	備考
A議員※1	410,000円	14,250円	15,400円	380,350円	85,018円	295,332円	交際費、個人の政治活動、後援会活動は、全て議員の自費で賄われています。また、現在の市議会議員には、退職金や議員年金の制度はありません。
B議員※2	410,000円	89,200円	27,400円	293,400円	56,275円	237,125円	
平均※4	410,000円	49,220円	15,800円	344,980円			

※1 A議員:50歳代、被扶養者(あり)、他の収入(なし) ※2 B議員:70歳代、被扶養者(なし)、他の収入(年金)

※3「その他の控除額」は、「国民健康保険料」、「介護保険料」、「国民年金保険料」の1カ月あたりの負担額を合計した金額です。(本人の申告額)

※4 平均:議長、副議長を除く市議会議員23人の単純平均

## 亀岡市議会ソーシャルメディア運用ガイドライン（案）

ソーシャルメディアの活用を通じて、より多くの市民へと情報を効率的に伝えると共に、市民からの意見を収集することが可能となる。しかし一方で、その匿名性ゆえに、公に承認されていない情報や断片的な情報を発信する恐れもあり、意図する範囲を超えた情報拡散が起こり得るといった問題点もある。

亀岡市議会は、ソーシャルメディアの特性を最大限活用しつつ、公の機関として自らの信用を損なわないリスク管理を行うよう、利用の基準（以下、ガイドラインとする）を策定することにする。

### 1. 適用範囲

本ガイドラインは、亀岡市議会議員及び、亀岡市議会事務局職員に適用される。

### 2. 基本原則

運用方針に定められているものの他、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

- 1) 情報を発信する際には、プライバシー権を含む基本的人権、著作権、肖像権等に留意するとともに、誤解を招くことのないよう、正確な記述に努めること。
- 2) 守秘義務に反しないことはもとより、意思形成過程にある情報の取り扱いについても充分留意すること。
- 3) 亀岡市議会から発信された情報は、議会の権限の及ばない事項についても、市民に対して相当の信憑性を与えることを充分認識すること。
- 4) 一度ネットワーク上に公開された情報を、完全に削除することが困難であることを念頭におくこと。

### 3. 禁止事項

次に掲げる情報は、発信してはならない。

- 1) 人種、信条、思想、宗教などの差別、または差別を助長する情報
- 2) 違法行為を煽る情報
- 3) 不正確な噂等を助長する情報
- 4) わいせつな内容を含む情報
- 5) 亀岡市及び亀岡市と利害関係にある者（法人・団体を含む）の秘密に関する情報
- 6) 非公開の会議の内容に関する情報
- 7) その他一切の公序良俗に反する情報

### 4. 管理権限

ソーシャルメディアにおける、亀岡市議会アカウントの管理権限は、次に掲げる者が有する。

- 1) 亀岡市議会議長
- 2) 議会運営委員長
- 3) 広報広聴会議委員長及び副委員長
- 4) 管理権限者が認めた者

#### 5. 掲載事項

亀岡市議会から発信する情報は、次に掲げるもののうち、管理権限を有する者が必要と認めたもの、及びその概略とする。

- 1) 会議日程
- 2) 議案
- 3) 審査内容
- 4) 議決事項
- 5) 議会報告会及び、市民との意見交換会の案内
- 6) 広報部会で決定された、議会だよりに掲載される事項
- 7) 市民からの意見に対する返答

#### 6. 双方向性

市民からソーシャルメディアを通じて寄せられた意見については、次に掲げるものに分類し、取り扱うことを原則とする。

- 1) 政策提案については、陳情に準じた取り扱いとする。
- 2) 意見交換会の開催等を求めるものについては、広聴部会に諮る。
- 3) 特定の議案について、可決及び否決若しくは継続審査を求める意見については、取り扱わない。
- 4) 特定の議案について、特定の議員の賛否に対する行動についての意見は、削除する。特定の議員に対する意見、苦情も同様に扱う。
- 5) 議会に対する意見、苦情については、参考意見とする。
- 6) その他市民からの意見の取り扱いについては、管理権限を有する者に諮る。
- 7) わいせつその他公序良俗に反する意見については、削除する。